

福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則

(平成13年3月2日)

(規則第3号)

(最終改正 令和5年2月7日規則第11号)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第13条の3第2項、第13条の4第3項、第14条第2項及び第15条第2項の規定に基づき、本校における試験、成績の評価、単位修得の認定、課程修了及び卒業の認定等に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 教育課程表 | 学則別表第1及び第2をいう。 |
| (2) 科 目 | 教育課程表に定める授業科目をいう。 |
| (3) 特 別 学 修 | 他の高等専門学校又は大学での学修、文部科学大臣が別に定める学修(学則第13条の3第1項、学則第13条の4第1項)をいう。 |
| (4) 期 末 試 験 | 各学期末に行う試験をいう。 |
| (5) 中 間 試 験 | 各学期中に必要ある科目について行う試験をいう。 |
| (6) 公 欠 | 学生準則第13条第2項及び第3項で定める公欠をいう。 |
| (7) 講 義 科 目 | 講義を主とする科目をいう。定期試験の評価の割合を60%以上とする。ただし、集中講義形式で行う科目については、定期試験を行わないことができる。 |
| (8) 演 習 科 目 | 講義の他、実技又は演習を合わせて行う科目をいう。 |
| (9) 実験・実習科目 | 実験、実習及び実技等を主とする科目をいう。 |
| (10) 試 験 | 定期試験、追試験及び再試験をいう。 |
| (11) 修 得 | 第12条に基づき、単位が認定される場合をいう。 |
| (12) 未 修 得 | 単位の修得が認められない場合をいう。 |
| (13) 席 次 | 学級単位に、受講した全科目（100点法による成績評価科目）の成績評価結果の平均点により、上位からつけた順番をいう。 |
| (14) 原 級 留 置 者 | 各学年について、課程修了が認められなかった者をいう。 |

第2章 科目の履修

(科目の履修方法)

第3条 科目の履修方法は次のとおりとする。

- (1) 教育課程表に定める必修科目は、学科別・学年別に必ず修得しなければならない。
- (2) 教育課程表に定める選択科目は、学科別・学年別に希望する学生が受講するものとし、受講希望科目の調査方法等は、別に定める。

(履修の特例)

第4条 第13条に基づき認定された特別学修の内容が、科目の内容及び単位数と同一であると認められる場合は、当該科目の受講を免除することがある。

2 第5学年生で、第4学年次に未修得となっている選択科目の受講を希望する者がいるときは、当該学科の学科長及び科目担当教員が教育上有益と認めた場合に限りこれを許可することがある。ただし、当該科目の単位修得はできないものとする。

3 第4学年及び第5学年次後期の選択科目については、第5学年次の前期において、前条第2号に基づき調査した受講希望科目の変更を認めることがある。

4 集中講義について、次の各号に掲げる場合は、受講科目を取消することができるものとする。

(1) 講義日程が公表されてから講義開始前までに、受講科目の取消の申請があった場合

(2) 第6条第1号から第3号により授業時数の5分の2以上を欠席した場合

5 前2項の受講希望科目の変更手続等については、別に定める

第3章 試 験

(定期試験)

第5条 定期試験は、期末試験と中間試験とする。

2 定期試験は、講義科目は原則として実施するものとし、演習科目及び実験・実習科目は実施しないことができる。ただし、隔週授業等により半期15週での授業を行わない講義科目は、中間試験を実施しないことができる。

3 定期試験の出題は、原則として筆答によるものとし、1時限50分を基準とする。

4 定期試験の採点は、100点法による。

5 定期試験実施科目及び時間割は、実施の10日前までに公示する。

6 定期試験の実施方法等について必要な事項は、別に定める。

(4分の1以上欠課者の期末試験受験)

第6条 年間授業時数の4分の1以上を欠席した科目の期末試験は受験できない。ただし、欠席時数のうち次の各号の何れかの事由による欠席がある場合は、教務委員会で審議のうえ、受験を許可することがある。

(1) 忌引による場合

(2) 伝染病、その他の疾病で登校停止を命ぜられた場合

(3) 公欠が認められた場合

(4) 交通機関の事故、風水害又は火災等により登校不可能の場合

(5) 授業中又はクラブ活動中に負傷した場合

(6) 国が定める指定難病の治療により登校が困難である場合

(7) その他やむを得ない事由があると認められた場合

(定期試験の追試験)

第7条 前条各号のいずれかの事由により定期試験を欠席した者又は当該各号列記以外の事由により定期試験を欠席した者に対しては、教務委員会で審議のうえ、追試験を許可する場合がある。

2 追試験は、原則として、定期試験終了後1週間以内に行う。

3 追試験の成績は、100点法による採点とする。ただし、前条以外の事由により受験を許可された場合の成績は、100点法による採点に100分の80を乗じた点数とする。

4 定期試験の追試験の実施方法等について必要な事項は、別に定める。

(追試験が許可されない定期試験欠席者及び成績)

第8条 前条第1項の規定に基づき追試験が許可されなかった場合は、欠席した科目の当該定期試験の成績は0点とする。

(再 試 験)

第9条 講義科目及び演習科目は、再試験を実施することができる。また、再試験受験の条件を設定することができることとし、その内容をシラバスに明記する。なお、演習科目は、再試験を当該科目のシラバスの内容に応じた課題に代えることができる。

2 再試験は、学年の成績が40点以上、60点未満の科目について実施する。

3 前期で終了する科目の再試験は前期再試験期間に、後期及び通年の科目の再試験は、後期の再

試験期間に行う。

- 4 再試験の点数が60点以上の場合は、当該科目の学年の成績評価を60点とする。
- 5 第6条第1項各号のいずれかの事由により再試験を欠席した者には成績伝票最終提出期限までの間に追試験を行うことができる。
- 6 再試験の実施方法等についての必要な事項は、別に定める。

第9条の1 削除

第9条の2 第9条第1項において、新型コロナウイルスの影響による配慮が必要な間、再試験は、当該科目のシラバスの内容に応じた課題に代えることができる。

(不正行為者の試験の成績等)

第10条 試験中に不正行為を行った者は、それ以後の試験の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の試験の成績を0点とする。また、それ以降に実施する当該年度の全ての再試験科目について、その受験資格を失う。

第4章 成績評価及び単位修得の認定等

(成績評価)

- 第11条 成績評価は、各科目ごとに定期試験の成績及び平素の成績(随時行う小テスト、作品、レポート、課題、実技等)の合計とする。ただし、定期試験を行わなかった科目については、平素の成績により評価する。なお、1学年から3学年においては、平素の成績に授業態度等の平常点を加味することがある。
- 2 定期試験の成績又は平素の成績には、教務委員会の議を経て外部試験等の成績を加味することができる。
 - 3 定期試験及び平素の成績の各科目の評価における割合については、シラバスに明記する。平素の成績に平常点を加味する場合には、その割合を成績評価の10%以内とする。ただし、再試験の結果に基づく当該科目の学年の成績評価に関しては、第9条第4項の規則に従う。
 - 4 前期又は後期のみ授業を行う科目は、第1項の方法に準じて評価したその期の成績評価を学年の成績評価とする。
 - 5 年間を通して授業を行う科目は、原則として、前期末にも第1項の方法に準じ、前期の成績評価を行う。
 - 6 年間授業時数の4分の1以上を欠席した科目の成績評価は0点とする。ただし、第6条各号に掲げる事由による欠席が含まれている場合には、教務委員会で審議のうえ、これを適用しないことがある。
 - 7 前項前文の規定にかかわらず、集中講義においては、当該集中講義の授業時数の5分の2以上を欠席した科目の成績評価は0点とする。
 - 8 成績評価結果の点数は、必要に応じ次の基準による評語で表示する。

成績評価(100点法)	評語
100～80	優
79～65	良
64～60	可
59～0	不可

(科目の単位修得の認定)

第12条 各科目について、成績評価が60点以上の場合は、単位の修得を認定する。ただし、ミニ研究、校外実習、インターンシップは、合格をもってその単位の修得を認定する。

(特別学修による単位の認定)

第13条 特別学修により取得した単位を本校で修得した単位として認定する場合の認定の内容、申請及び認定方法等は、別に定める。

(成績一覧表の作成と記録及び通知)

第14条 前期末及び学年末には、成績評価結果と席次を記載した成績一覧表を作成する。

- 2 成績評価結果の指導要録への記録は、100点法及び評語又は合否で行い、成績証明書等への記載方法については、別に定める。
- 3 前期末及び学年末の成績評価の結果と席次は、成績通知表により学生・保護者に通知する。

第5章 課程修了及び卒業の認定等

(課程修了及び卒業の認定)

第15条 学年の課程修了は、単位修得状況・履修状況及び特別活動の参加状況等を総合的に審査し、教員会議の議を経て校長が行う。なお、第5学年の課程修了が認定された者は、全学年の課程修了者として卒業を認定する。

2 前項の課程修了の認定は、原則として次の各号のすべてに該当する場合に行う。ただし、編入学生については、編入学した学年以降について適用する。

(1) 教育課程表に定める当該学科・学年の必修科目をすべて修得していること。

(2) 各学年ごとに、通算修得単位数が次の条件を満たしていること。

通算修得単位数 $\geq$ 167単位－上位学年の総修得可能単位数

(そのうち、一般科目については通算修得単位数 $\geq$ 75単位－上位学年の総修得可能単位数、専門科目については通算修得単位数 $\geq$ 82単位－上位学年の総修得可能単位数とする。) この場合、「通算修得単位数」には課程修了会議までに特別学修により認定された単位を含み、「上位学年の総修得可能単位数」には、これを含まないものとする。

3 課程修了が認定されなかった者は、原級留置者として原学年にとどめるものとする。

4 学年の課程修了及び卒業認定に関する審議資料(成績一覧表等)は、教務委員会で作成する。

(課程修了の特例及び特別指導・単位追認試験)

第15条の2 第1学年と第2学年の課程修了認定において、再試験を受験した講義科目及び演習科目の必修科目が2科目だけ単位未修得で、他の課程修了要件をすべて満たしている者、第3学年と第4学年の課程修了認定において、再試験を受験した講義科目及び演習科目の必修科目が1科目だけ単位未修得で、他の課程修了要件をすべて満たしている者に対し、課程修了認定会議で審議のうえ、校長は上級学年への仮進級を認めることができる。

2 前項により、仮進級を認められた者が、未修得必修科目に対して実施される特別指導を受けたうえ単位追認試験を受験し、その点数が60点以上の場合、校長は当該科目の学年成績を60点として単位修得を認め、仮進級を解除して進級を認定する。なお、単位追認試験は、当該科目で前年度に行われた再試験方法に準じ、試験又は課題により実施する。

3 仮進級が認められた者は、当該未修得必修科目を仮進級した学年中に必ず修得するものとする。

4 課程修了の特例及び特別指導・単位追認試験の実施方法等についての必要な事項は、別に定める。

(原級留置者の再履修等)

第16条 原級留置者は、学則第15条第1項により、原則として、当該学年の全授業科目を再履修するものとする。ただし、次に掲げる科目については修得した単位は有効とし、修得した科目の再履修は免除する。

(1) 校外実習及びインターンシップ

(2) 前号以外の第4学年及び第5学年の選択科目

2 原級留置者のうち当該年度の途中で疾病により休学し、かつ、次年度以降の後期から復学する者にかかる当該年度の修得単位又は成績については、教務委員会で審議のうえ、次の各号に定めるとおりとすることができる。

(1) 休学した当該年度に修得した科目の単位は有効とする。

(2) 通年科目における休学前の成績は、復学後の当該科目の成績として引き継ぐ。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第2号に定める選択科目については、再履修を妨げず、再履修した場合の当該科目の成績評価は、再履修前と再履修後を比較し、より上位をもってその成績評価とする。

4 連続2回の原級留置者には、原則として退学を勧奨するものとする。ただし、休学による場合はこの限りでない。

第6章 雑 則

(雑 則)

第 17 条 この規則の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則（平成 5 年 1 月 25 日規則第 5 号）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 12 年度以前に入学した学生（当該相当学年に転学、編入学又は再入学する学生を含む。）の施行日以後の「教育課程表」及び「課程修了及び卒業の認定」は、なお従前の例による。ただし、「課程修了及び卒業の認定」中、第 12 条第 2 項第 1 号の「必修科目」は、「必修科目のうち必修得科目」と読み替えるものとし、当該必修得科目は下表に掲げるところによる。

学 科 名	必修得科目
機 械 工 学 科	機械工学基礎，設計製図，創作実習，工作実習，工学実験，工学セミナー，卒業研究
電 気 工 学 科	電気工学実験，卒業研究
物 質 工 学 科	分析化学実験，物質工学実験，機器分析実験，工学セミナー， 化学工学実験，材料化学実験，生物工学実験，卒業研究
建 設 環 境 工 学 科	材料学・実験，工学基礎実験・演習，卒業研究
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 情 報 学 科	情報基礎Ⅰ演習，情報基礎Ⅱ，情報基礎Ⅱ演習，コミュニケーション論，情報コミュニケーションゼミナール(第3学年次のみ)，貿易実務，卒業研究

附 則（平成 14 年 3 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 26 日規則第 4 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度の課程修了認定において不可とされた科目の再試験は、旧規則により実施するものとする。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 38 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 57 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 28 日規則第 7 号）

この規則は、平成 17 年 9 月 28 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 12 月 8 日規則第 11 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 14 日規則第 12 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前に入学した学生（当該相当学年に転学、編入学又は再入学する学生を含む。）の施行日以後の「教育課程表」及び「課程修了及び卒業の認定」は、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 16 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 2 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 5 月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行日に第 2 学年以上に在学する学生（当該相当学年に転学、編入学、又は再入学する学生を含む。）の再試験の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日規則第 10 号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 「再試験」，「課程修了の特例及び特別指導・単位追認試験」については、平成20年度以降入学者から適用する。

附 則（平成23年5月6日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月20日規則第1号）

この規則は、平成26年5月13日から施行する。

附 則（平成26年12月2日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月7日規則第12号）

この規則は、平成29年11月7日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年1月30日規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月2日規則第18号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月2日規則第6号）

- 1 この規則は、令和2年9月2日から施行する。
- 2 第9条の1は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。効力を延長する場合は、別途審議する。

附 則（令和3年2月2日規則第11号）

- 1 この規則は、令和3年2月2日から施行する。
- 2 第9条の1は、その効力を延長し、令和4年3月31日限りとする。なお、さらに延長する場合は、別途審議する。
- 3 第9条の2は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。効力を延長する場合は、別途審議する。

附 則（令和4年2月1日規則第8号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第9条の1は、その効力を延長し、令和5年3月31日限りとする。なお、さらに延長する場合は、別途審議する。
- 3 第9条の2は、その効力を延長し、令和5年3月31日限りとする。なお、さらに延長する場合は、別途審議する。

附 則（令和5年2月7日規則第11号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第9条の2は、その効力を延長し、令和5年3月31日限りとする。なお、さらに延長する場合は、別途審議する。